

**新潟市障がい者地域自立支援協議会
支給決定基準検討ワーキングからの報告**

平成 23 年 10 月 6 日

はじめに

- 本ワーキンググループについては、介護保険適用者に対する障害福祉サービスの上乗せ要件についての課題が西区障がい者地域自立支援協議会において課題が提起され、新潟市障がい者地域自立支援協議会第6回全体会（平成22年10月4日）で承認を得て、平成22年12月に設立されたものである。
- 本ワーキンググループでは、設立以降、介護保険適用者に対する障害福祉サービスの上乗せ要件を含む本市の支給決定基準における課題と、改善のための施策に関する議論を行ってきた。
- 今般、本ワーキンググループは、新潟市における支給決定基準に関する課題について、以下のとおり報告する。

なお、現時点において、本ワーキンググループの中では一定の結論を得るまでに至らず、今後、引き続き議論を要するため、新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において、平成25年に制定が予定されている「障がい者総合福祉法（仮称）」に関する国の動向にも注視しながら鋭意検討を継続していくべきである。

1. 介護保険対象者の上乗せ要件について

<現状>

- 介護保険対象者に対して障害福祉サービスを上乗せする場合には、一定の要件を設けている。上乗せの要件を満たさない場合には、障害福祉サービスの上乗せを利用することはできない。
- 介護保険適用前から障害福祉サービスを利用していた場合は、従前の支給決定量が保障される。

<課題と改善策>

- 上乗せについて、介護保険限度額まで使ってから障害福祉サービスを使うこととなっているが、介護保険サービスの利用状況が変動すると、障害福祉サービスで予定していた部分が介護保険サービスに変更されたりするため、ケアマネとのやり取りに時間を要する。
- 介護保険で訪問介護を半分以上利用することが上乗せの要件となっているため、障害福祉サービスの上乗せを受けるために他に利用したい介護保険サービスがある場合でも、訪問介護を半分以上利用する計画としなければならないことがある。
- 上乗せ要件について、身体障がいについては、重度の障がいが必要（全身性障がい者、視覚障がい1・2級、聴覚障がい2級、内部障がい1・2級）となっており知的障がいや精神障がいと比較すると厳しいため、要件の緩和又は撤廃を検討すべきである。
- 上記の身体障がいの上乗せの要件を原則としてはどうか。ただし、必要なサービス、必要量を個別に判断し、必要と判断した場合に上乗せを行うこととしてはどうか。
- 本市では上限時間を設定していないため、利用者の希望通りの決定を行うと、決定時間が増加していく。もちろん利用者の希望には沿うが、利用者にとって真に必要なサービスの内容・必要量を精査する機関の設置を検討すべきである。
- たとえ同じ状態像だとしても手帳を取得している者、していない者で、障害福祉サービスを利用できる、できないの不公平感がある。

- 身体障がいについては身体障害者手帳の所持がサービス利用の要件となっているため、身体障がいについての要件を変えることは困難。ただし、知的障がい、精神障がいについては手帳の所持がサービス利用の必須要件となっているわけではない。

2. 必要量・必要回数の見極めについて

<現状>

- 本市では、個別に勘案し必要と認められる時間数を支給決定するため、支給限度時間や支給基準時間は設けていない。

<課題と改善策>

- 聴き取り調査等で真に必要なとの判断があれば、制限されることなく利用者は支給決定を受けることができるが、過去数年の推移として利用者数、利用時間数及び費用額いずれも増加傾向にある。
- 個別に必要な時間を判断して支給決定を行うため、判断の基準がなく、利用者にとって真に必要な回数、必要な支給量の見極めが難しい。判断が難しい場合は区役所に相談し判断を行うこととする。さらに必要であれば、区ケース会議の判断を経ることとしてはどうか。
- 利用限度時間を設けるなどにより、現在、利用している者の福祉を低下させることは好ましくない。
- 支給決定（必要な支給量の決定）を行う際に参考とすることができるよう、区分に応じた目安の時間を設定してはどうか。
- 買い物・洗濯・掃除など毎日行う必要のないと考えられるものについては、週に何回までという標準の回数の設定が必要ではないか。
- 真に必要な時間を制限しない条件で、障がい者の障害程度区分及び置かれている環境等を勘案した利用の標準的な時間を設定し、支給決定の際に参考とする方法も検討するべきである。

3. 認定調査について

<現状>

- 認定調査員は、「障害程度区分認定調査員研修」を受講・修了し、認定調査業務を行っている。
- 本市では、職員が認定調査を行っているため、数年のサイクルで異動となり、知識や経験の蓄積を行っていくことが困難である。

<課題と改善策>

- 認定調査員の精神障がいの特性に対する理解度が低く、その結果、障害程度区分が低く認定されている状況があるのではないかと。
- 認定調査員は資質の向上のため、障がい者及び障がい児に対する知識の研鑽に努めることが必要である。
- 専門知識をもった指定相談支援事業者に委託を行うことを検討する必要がある。

(参考)

開催経緯

- 第1回 日時：平成22年12月 8日（水）
議題：現在の新潟市の支給決定基準について、各委員が抱えている課題について、今後の議論の進め方について
- 第2回 日時：平成23年 1月26日（水）
議題：課題の整理について、上乘せの決定を受けているケースについて、新潟市の現状等について
- 第3回 日時：平成23年 5月20日（金）
議題：支給決定基準検討ワーキンググループからの報告（素案）について
- 第4回 日時：平成23年 9月 6日（火）
議題：支給決定基準検討ワーキンググループからの報告について

新潟市障がい者地域自立支援協議会
支給決定基準検討ワーキンググループ 委員名簿

委員名	所属	職名
熊倉 範雄	(社福) 新潟地区手をつなぐ育成会	会長
吉田 慎一	新潟市身体障害者福祉協会連合会	副会長
後藤 正隆	NPO 法人 にいがた温もりの会	会員
奥村 京子	(社福) 新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター	管理者
富所 久仁子	株式会社ツクイ ツクイ神道寺	サービス提供責任者
川本 眞貴子 (会長)	(社福) 新潟市社会福祉協議会 新潟市障がい者生活支援センター	相談支援専門員
遁所 直樹	(社福) 自立生活福祉会 障がい者生活支援センター すてっぷルーム	相談支援専門員
中村 昌利	西区健康福祉課 黒埼地域保健福祉センター	所長 (副参事)
本間 靖子	中央区健康福祉課 東地域保健福祉センター	主査
山賀 亮一 (オブザーバー)	(社福) 新潟もぐら会 ポプラの家	所長

(敬称略、順不同)